

いばらき

市民ハンドブック



茨木市の
史跡紹介



まちづくり



市の主な
施設紹介



姉妹・
友好都市



住民・戸籍
印鑑登録等



子育て



市産 税
業



保 険
年 金



福 祉
保健医療



教 育
文 化



生 活
環 境



防 災
安 全
救 急



人権尊重



市政への
参 加

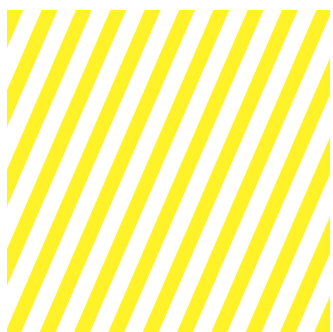


市民相談



市のブランドメッセージとロゴ

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。茨木市の新しいメッセージです。

茨木には、次がある。
大阪市・京都市に次ぐ街。
自然と都市が次いでいる街。
次世代を育む学生が多い街。

次々とひろがる、はてしない未来。

黄色い斜めのストライプ。
その角度は、地球の「地軸」と同じ23.4度。
地軸の傾きは日本に四季をもたらし、
次々と、この街を未来へいざなっている。

次なる茨木は、どうなるだろう。
次なる茨木は、何をするだろう。

次なる茨木へ。

市のブランドメッセージとロゴは、「茨木をどのようなまちにしていくなか」をイメージし、共感を呼ぶための合言葉です。多くの市民の皆さんからの意見や想いをふまえ平成29年2月に決定しました。市民の皆さんのこれからの茨木への期待感と活動意欲を喚起したいという願いが込められています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ポイント

- 「茨」の漢字の中に「次」という字があり、過去・現在・未来を繋ぐ意味を込めています。
- ロゴの傾斜線は地軸と同じ傾きで、四季のように変化していく様子を表現しています。
- ロゴの黄色は、市旗の紫紺色と補色関係（お互いの色を最も際立たせる）になっています。

市章



昭和23年（1948年）8月31日に制定されました。「茨」の字を図案化したもので、中央に平和の象徴である鳩を表しています。

市の花「バラ」



「バラ」は、茨木の地名「いばら」にもつながり、その優雅な姿は、色彩豊かで、香り良く、品性を備え、広く市民の間で愛されています。

市民憲章

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月3日制定

市の木「カシ」



「カシ」は、古来から野生木として市内にも生育し、非常に堅固な性状をもつ常緑樹で、庭木、生垣などとして、広く市民に親しまれています。また、往年の茨木城主中川家の家紋「抱きかしわ」とのかかわりも深く、その芯の強いたくましさ、茨木市の象徴としてふさわしいと選ばれました。



茨木市の史跡紹介 2

まちづくり 4

市の主な施設紹介 6

姉妹・友好都市 21

住民・戸籍・印鑑登録等

住民登録 22

戸籍登録 22

印鑑登録 22

戸籍全部事項証明書(謄本)^{とうほん}・

個人事項証明書(抄本)^{しょうほん}と住民票の写し 23

パートナーシップ宣誓 24

パスポートの申請・交付 24

北辰出張所取扱事務 24

日曜日の窓口をご利用ください 24

自動車臨時運行許可・住居表示 24

子育て

出産と育児 25

母子保健事業 25

保育所等・認定こども園・幼稚園 26

子育て支援 27

ひとり親・寡婦(夫)家庭・若者支援 28

市税・産業

市税 30

産業・労働 31

農林 31

保険・年金

国民健康保険(国保) 32

後期高齢者医療制度 33

国民年金 33

介護保険 34

福祉・保健医療

高齢福祉 36

障害福祉 37

社会福祉一般 39

健(検)診事業 40

教育・文化

学校教育 41

社会教育・生涯学習 41

生涯学習都市宣言 41

生活・環境

市民生活 42

飼い犬・猫 42

自転車・バイク・自動車駐車場 43

上水道 44

下水道・公設浄化槽 45

ごみの減量 45

環境の保全 45

ごみの出し方 46

住宅に関する補助 46

防災・安全・救急

防災 47

災害見舞金制度 47

救急 47

人権尊重

人権擁護 48

犯罪被害者等見舞金制度 48

ジェンダー平等(男女共同参画) 48

非核平和都市宣言 48

人権擁護都市宣言 48

市政への参加

市議会 49

選挙 49

情報公開制度と個人情報保護制度 50

パブリックコメント制度 50

市政へのアイデアボックス 50

市民相談 51

おくやみコーナー 51

市内官公署・学校等一覧 54

市役所ご案内 57

窓口での混雑を避けるため郵送等による手続きにご協力ください

市役所の手続きの多くは郵送等で行うことができます。
窓口での混雑を避けるため、市役所にお越しいただく
前に、郵送等による手続きが可能かどうかを市ホーム
ページで確認または各担当課へお問い合わせください。



掲載の情報は令和6年12月
時点のものです。
最新情報は市ホームページ
をご覧ください。

